

川崎市教育委員会事務局音声データの取扱いに関する要綱

31川教庶第1578号
教 育 長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市教育委員会事務局公文書管理規則（平成13年川崎市教育委員会規則第6号。以下「規則」という。）その他別に定めるもののほか、川崎市教育委員会事務局における音声データの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「音声データ」とは、川崎市教育委員会事務局が主催し、又は教育長、教育委員その他職員が出席する会議、審議会、審査会その他会合（以下「会議等」という。）において、その議事録又は議事録に類するもの（以下「議事録等」という。）を作成することを目的とした補助的な手段として、当該職員が、その参加者等の音声を録音した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、川崎市教育委員会事務局において管理されているものをいう。

(音声データの適切な録音及び管理)

第3条 職員は、会議等においてその参加者等の音声を録音する場合は、当該会議等における音声以外の情報を録音しないよう配慮するものとする。

2 所管課長（規則第2条第3号に定める所管課長をいう。以下同じ。）は、次条第2項の規定による廃棄までの間、規則等の定めるところにより、音声データを適切に管理しなければならない。

(音声データの保存期間及び廃棄)

第4条 音声データは、規則第7条第1項ただし書に規定する特に軽易な公文

書として取り扱うものとする。

2 所管課長は、規則第7条第2項各号の規定に該当する場合その他別に定めがある場合を除き、音声データに係る議事録等が完成したときその他事務処理上音声データの保存の必要がなくなったときは、速やかに廃棄するものとする。

3 所管課長は、前項の規定により音声データを廃棄する場合は、当該音声データに係る会議等の名称、開催された日、当該音声データを廃棄する日及び当該音声データを廃棄する理由を記録するものとする。

(文書主管課長の職務)

第5条 規則第2条第4号に定める文書主管課長は、音声データの処理状況について必要な調査を行い、その結果に基づいて所管課長に対し必要な措置を求めることができる。

附 則 (令和2年3月27日施行)

この要綱は、決裁の日から施行し、同日以降において現に管理されている音声データについて適用する。